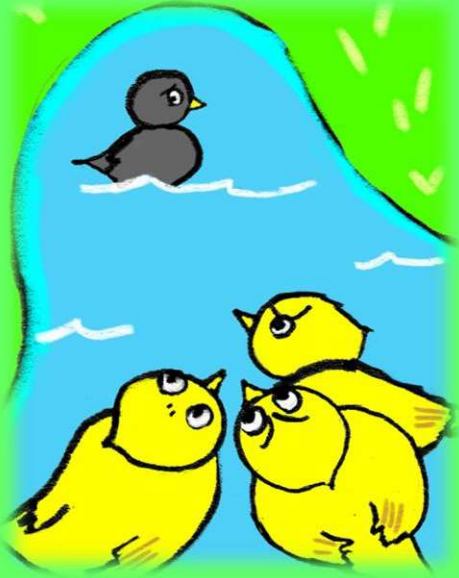


わたしたちは、自分がされて
いやなことは他の人にしません。

～高崎市いじめ防止こども宣言～



侮辱

悪口を言うこと

—ぶじょく—



暴行

なぐったり、けったりすること

—ぼうこう—



傷害

—しょうがい—

人をきずつけること

犯罪行為にあたるいじめがお
きた場合には、学校は警察に
相談・通報することが「いじめ
防止対策推進法」で決められ
ています。

高崎市教育委員会

再確認!

児童・生徒のみなさんへ

「いじめ防止対策推進法」第4条では、「児童等はいじめを行ってはならない。」と決められています。この法律には、いじめが犯罪行為にあたると思われる場合、学校は警察に相談・通報し、連携して対応することも書かれています。



なぜ警察に連絡するのですか？



いじめが原因で命が失われる事態が全国で起こっているためです。



どんなときに警察に連絡するのですか？



①いじめをされた人の命や体の安全が心配されるとき

②犯罪行為にあたるいじめが行われたとき

その他警察との連携が必要と考えられる場合に学校は警察に相談・通報します。

「犯罪行為にあたるいじめ」の例を先生やおうちの方と確かめましょう。

犯罪行為にあたると思われるいじめの例



暴行(ぼうこう)

- 同級生をくり返しなぐったりけったりする。
- むりやりズボンをぬがす。



傷害(しょうがい)

- ハサミ等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。



脅迫・強要

- (きょうはく・きょうよう)
- 本人のはだかなどが写った写真・動画をネット上で広めるとおどす。
- むりやり危険なことや苦痛に感じることをさせる。



恐喝(きょうかつ)

- 現金をまき上げたり、オンラインゲームのアイテムを購入させたりする。



窃盗(せつとう)

- 靴や体操服、教科書等の持ち物をぬすむ。
- 友達のさいふから現金をぬすむ。



器物破損

- (きぶつそんかい)
- 友達の自転車をこわす。
- 制服をカッターで切りさく。



自殺関与(じさつかんよ)

- 同級生に対して「死ぬ」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決定して自殺した。



名誉毀損・侮辱

- (めいよきそん・ぶじよく)
- インターネット上に実名をあげて、体の特徴について悪口を書く。



強制(きょうせい)わいせつ

- 断れば危害を加えるとおどし、体を触る。

いじめの相談窓口

○いじめ・SNS電話相談 (高崎市) 027-321-1359 ○子ども教育相談室 (群馬県) 0270-26-9200

いじめ防止対策推進法リーフレットはこちらから

